

池田市における中間検査の特定工程等について

池田市では、**令和7年4月1日より**、建築基準法に基づく中間検査の特定工程等を次のように変更しました。なお、型式部材製造者認証建築物及び仮設許可を受けた建築物は除きます。

■中間検査の対象となる建築物

用途	構造	規模
住宅(兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む)	すべての構造	床面積の合計が50㎡を超えるもの
住宅以外の建築物	すべての構造	地階を除く階数が3以上のもの 床面積の合計が300㎡を超えるもの

※ 確認申請又は計画通知に係る部分の用途・規模による。

※ 増改築で Exp. j 等で独立した部分については、当該部分の用途・規模による。

※ 上表の中間検査対象建築物以外に、階数が3以上である共同住宅は建築基準法第7条の3第1項第1号の規定により中間検査の対象です。

■基礎工事にに関する特定工程及び特定工程後の工程

構造	規模	特定工程	特定工程後の工程
木造	階数が3以上 延べ面積が300㎡超 高さが16m 超	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事
上記以外	階数が2以上 延べ面積が200㎡超		

■建方工事にに関する特定工程及び特定工程後の工程

構造	規模	特定工程	特定工程後の工程
木造 枠組壁工法の場合	中間検査 対象建築物 すべて	屋根の小屋組の工事及び構造 耐力上主要な軸組の工事	壁の外装工事又は内装工事
鉄骨造 平家建ての場合		2階の床版の取付け工事 建方工事	壁の外装工事又は内装工事
鉄筋コンクリート造又は 鉄骨鉄筋コンクリート造 平家建ての場合		2階の床及びこれを支持するはりの 配筋工事 (当該工事を現場で施工しない場 合は、2階のはり及び床版の取付け 工事)	2階の床及びこれを支持するはりの コンクリート打込み工事 (当該工事を現場で施工しない場 合は、2階の柱又は壁の取付け工 事)
その他の構造		屋根版の配筋工事	屋根版のコンクリート打込み工事
併用構造		屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
		構造の区分に応じた特定工程のう ち、最も早期に施行する工事 (主要構造部の一部を木造とした 場合は、最も遅く施工する工事)	特定工程の区分に応じた特定工 程後の工程の工事

※ 上表の特定工程の欄に定める工事により中間検査を実施できないやむを得ない理由があるときは、当該工事に準じた工事を特定工程とする。